

特定緊急輸送道路沿道建築物・モデルケース 計算例（除却工事）

○建物モデル

用途：事務所ビル 延べ床面積：9,000 m²

最低 Isx 値：0.25 最低 Isy 値：0.3

除却工事見積額：700,000,000 円（税抜）

（概算）改修工事見積額：600,000,000 円（税抜）

○除却工事 助成額 1（区の助成）

（港区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業実施要綱に基づく助成額）

助成対象費用は下記（A）～（D）のいずれか低い額とする。

（A）除却工事見積額 700,000,000 円（税抜）

（B）改修工事見積額 600,000,000 円（税抜）

（C）単価で算出した額 452,700,000 円

延べ床面積が 9,000 m²、建物用途が事務所ビル（その他の建築物）なので、

50,300 円/m² × 9,000 m² = 452,700,000 円

（D）算定式で算出した額 372,937,500 円

$(0.6 - \text{Isx 値} + 0.6 - \text{Isy 値}) \times 51,000 \text{ 円} \times \text{延べ面積 (m}^2) \times 1.25$

$= (0.6 - 0.25 + 0.6 - 0.3) \times 51,000 \text{ 円} \times 9,000 \text{ m}^2 \times 1.25$

$= 372,937,500 \text{ 円}$

よって、助成対象費用は、（D）372,937,500 円とする。

助成額 1 は助成対象費用の 1/3（ただし、5,000 m²を超える部分については、1/6）とし、1,000 円未満切捨てとする。

$372,937,500 \text{ 円} \times (1/3 \times 5,000 \text{ m}^2 / 9,000 \text{ m}^2 + 1/6 \times 4,000 \text{ m}^2 / 9,000 \text{ m}^2)$

$= 96,687,499 \text{ 円}$

⇒ 96,687,000 円（1,000 円未満切捨て）

助成額 1：96,687,000 円

○改修工事 助成額 2（国の直接補助）

（耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱に基づく助成額）

助成額 1（96,687,000 円）の助成額 1 の算出に用いた（A）～（C）のいずれか低い額（452,700,000 円）に対する割合

$$96,687,000 \text{ 円} / 452,700,000 = 0.2135$$

助成額 2 の助成割合は、0.2135 に 1/10 を乗じた割合とし、上限は 1/15 とする。

助成割合は、 $0.2135 \times 1/10 = 0.02135$ となる。

$$(0.2135 \times 1/10 = 0.02135 < 1/15 = 0.06666)$$

助成額 2 は、452,700,000 円に 0.02135 を乗じた額（1,000 円未満切捨て）なので、

$$452,700,000 \text{ 円} \times 0.02135 = 9,665,145$$

⇒ 9,665,000 円（1,000 円未満切捨て）

助成額 2 : 9,665,000 円

※参考（国の直接補助）耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱【抜粋】

5 要安全確認計画記載建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業

本事業の補助金の額は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修工事費（建替え又は除却を行う場合にあつては耐震改修工事費相当分とする。除却については、通行障害既存耐震不適格建築物に係るものに限る。）に次式により算出した補助率（1/15 を上回る場合は 1/15）を乗じた額以内の額とする。

$$\text{補助率} = A/10$$

A：当該事業に対して地方公共団体が社会資本整備総合交付金等を含め事業主体に対して行う補助事業の補助率

●除却工事 助成額 合計（助成額 1 + 助成額 2）

$$96,687,000 \text{ 円} + 9,665,000 \text{ 円} = 106,352,000 \text{ 円}$$